

ベトナム ダナン栃木法人会 会則

第1条（名称）

本会はベトナム ダナン栃木法人会（THE TEAM OF TOCHIGI COMPANY IN DA NANG CITY）と称する。英語愛称は「TEAM T」とする。

第2条（目的と事業）

1. 本会は、ベトナム ダナン市に進出した栃木県の事業者へ、ダナン市での事業発展に貢献する情報提供や会員相互間の親睦を深める機会を提供することを通じ、栃木県とダナン市のさらなる発展に貢献することを目的とする。
2. 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 会員相互の親睦と協力、及び情報の交換と共有。
 - (2) 栃木県とベトナム市の経済発展への寄与・文化交流の促進。
 - (3) 会員企業の事業の支援。

第3条（会員）

本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員
栃木県に本社または主たる事務所を有する法人またはその経営者親族が、ダナン市内に事務所や店舗などの拠点有して活動する法人または個人事業主。
ただし、栃木県に本社または主たる事務所を有する学校、病院、金融機関等の公共性が高い法人は、ベトナム国内に拠点（関係会社を含む）を有することとする。
2. 協力会員
栃木県に本社または主たる事務所を有してダナン市出身の人材を採用する法人、およびダナン市に本社または主たる事務所を有する法人で、栃木県内に事務所や店舗などの拠点を有して活動する法人または個人事業主。
3. 賛助会員
正会員および協力会員の基準を満たさないが、会への参加を希望する法人または団体。なお、賛助会員として個人の参加は認めない。
4. オブザーバー会員
当会が開催する勉強会、視察会等のイベントへの参加を希望する法人、団体または個人。

第4条（入会）

本会への入会申請には、正会員の場合は正会員1名の推薦、賛助会員の場合は正会員2名の推薦を必要とし、役員会での承認をもって入会を認める。
なお、オブザーバー会員としてイベントへ参加するには、参加する都度、正会員1名の推薦を必要とする。

第5条（退会）

会員は、退会を希望する文書を会長に届け出ることにより、退会することができる。
退会した場合、納金済みの会費は返却しない。

第6条（除名）

本会は次の場合、理事会の承認を得て会員を除名することができる。除名された場合、納金済みの会費は返却しない。

1. 会員の行為が本会会則に反し、会員として不相当と認められた場合。
2. 会員の行為が本会の秩序を乱し、名誉を傷つけ、あるいは本会に損害を与えた場合。
3. 年会費を指定期限から3カ月過ぎて未払いの場合。
4. 会員資格を失った場合。

第7条（役員）

本会に次の役員をおく。その任期は、当該年度定期総会終了時から次年度定期総会終了時とする。役員は再任することができる。

1. 会長
会長は本会を代表し、1切の業務を総括する。会長は役員会にて正会員の中から候補者1名を選出し、定期総会での承認をもって就任する。
2. 副会長
副会長は会長を補佐する。会長が不在の際は、会長が副会長の中から1名を会長代行に任命し、その職務を代行させることができる。副会長は会長が正会員の中から候補者を選出し、役員会の承認をもって就任する。
3. 事務局長
事務局長は会長が任命し、役員会の承認をもって就任する。

第8条（事務局）

本会は宇都宮市内に事務局をおく。
事務局長は会長及び副会長を補佐し、庶務を統括する。また、必要に応じて本会を代表して諸会議に出席し、対外折衝にあたる。

第9（総会）

総会は、第3条の正会員をもって構成する、定期総会と臨時総会からなる。
定期総会は年1回開催とし、臨時総会は必要に応じ役員会の決定または会員総数の5分の1以上の会員の要求が有った場合、招集することができる。
総会は出席者及び委任状による議決権の合計が、議決権総数の過半数に達した場合に成立する。
議長は当該年度の会長が務める。
総会の承認は出席者及び委任状議決権の合計の過半数の賛成を必要とする。下記の事項は総会での承認必要事項とする。

1. 会則の改正
2. 会長の任命
3. 予算及び決算
4. 本会の解散
5. その他役員会にて総会承認事項として決定したもの

第10条（役員会）

会長、副会長および事務局長からなる役員会をおく。
役員会はいずれかの役員により招集され、諸事項の協議を行い、本会の目的達成の為に必要な諸事項を協議決定するものとする。
役員会は役員定数の過半数の出席をもって成立し、承認は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条（会費）

本会の運営は会費、入会金、臨時会費及び寄付からなる。
入会金及び年会費は会費徴収規約に別途定める。但し、年度途中で入会する場合は年会費を四半期ベースで計算し納入するものとする。
年会費は各年度5月末までに納入するものとする。
臨時会費及び寄付については、必要が生じた場合に理事会にて徴収方法などを承認するものとする。

第12条（決算及び監事）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。会長は役員以外の会員から役員会の承認を得て監事1名を任命し、監事の会計検査を経た後に、総会で決算の承認を得るものとする。
監事は業務の執行及び会計を監査する。
監事は役員会に出席して意見を述べることができるが、表決には参加しない。

第13条（その他）

この会則に定めのない事例についてはその都度役員会において協議し承認を受けるものとする。

制定：2019年6月21日